

平成26年11月14日

予算決算委員会委員長 前田 耕一様

総務分科会 会長 中村 嘉孝

総務分科会の審査報告について

総務分科会における審査の経過について、亀山市議会予算決算委員会内規第7条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

先ほどの予算決算委員会で当分科会に分担されました補正予算の議案の審査に当たるため、当分科会を開催いたしました。

担当部長から議案について説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

議案第72号 平成26年度亀山市一般会計補正予算（第3号）について
の内、当分科会所管分について、歳入において、亀山市農林水産事業分担金
条例による農林水産業施設災害復旧事業における受益者分担金の率である事
業費の20パーセントは高いが、今後の市の考えについて質疑があり、これ
については、平成21年3月の条例改正により受益者分担率を50パーセン
トから20パーセントに低減したものであり、他市と比べても高率ではない、
また、特定の者の受益に対し全体からの税金を投入するのだから、適正に受
益者に相応の負担を求める必要があるとの答弁でありました。

次に、今回の補正予算は、通常災害の補助率で計上されているが、激甚
災害としての指定を踏まえなかったのかということについて質疑があり、こ

れについては、現時点においては、農林業施設の補助率は確定していないため、基本の補助率で予算計上したところであり、補正予算が可決された後に県と協議を行い、補助率が增高されれば、平成27年3月の補正予算に間に合えば、財源内訳の補正をしたいとの答弁でありました。

次に、災害復旧に対する財源確保として、激甚災害としての指定を受けた場合には、国・県からの補助金はどれぐらいになるのかということについて質疑があり、これについては、農林業施設災害復旧のみ補助率が最大90パーセントまで增高する可能性があり、現時点では未確定であるが、金額にして3,000万円ぐらい見込まれるとの答弁でありました。

次に、今回の災害が特別警報ゆえに激甚災害指定を受けるのか、過去の災害の例に照らせばどうかという質疑があり、これについては、閣議決定の要素としてあったと思われ、過去には平成25年度に96.6パーセントまでの增高、平成24年度に92.9パーセントまでの增高があったとの答弁でありました。

次に、その他公共施設等災害復旧については、市単独の予算対応となるのかとの質疑があり、これについては、観光施設には国や県の補助がないためとの答弁でありました。

以上、総務分科会の審査報告といたします。